

(2) 「終身型有料介護施設ぶる一くろす癒海館」事件に関する告発について

- ・ 金具や金属製の柵という、本来は人に使用する物ではない器具を使用した拘束が行なわれたことに対して、県は、このような虐待行為は入居者の人としての尊厳を損なう（虐待）行為であると判断し、同様の行為が再び繰り返されることのないよう、強く遺憾の意を表明し再発の防止を申し入れた。
- ・ しかし、逮捕罪や監禁罪の刑事告発については、以下のとおり行政として告発するために必要な裏付けが十分整えられなかったことから見送らざるをえなかった。

(1) 事実関係について

犯罪が行われたとするには、いつ、どこで、誰が、どのように行ったかが特定される等、刑事責任を問うための事実の確認が必要であるが、金具等による拘束が施設で行われていたということは確かであるものの、拘束が行われた日時等については証言が異なっており、具体的に特定できなかった。

また、拘束に使用した金具や金属性の柵の実物は求めたものの提示されず、物的証拠は確保できなかった。

(2) 被害者の証言等について

被害者は認知症や障害のある方で、本人から証言を得ることが困難であった。

また、事件が明らかになった後も、入居者やその家族からの被害届は出されなかった。

(3) 拘束の動機等について

事務長は、漂白剤を飲み倒れるという自傷行為の再発防止や、他の入居者をベッドから引きずりおろす等の他害行為の防止のために行なったと証言している等、犯罪を意図して行なったかどうか明らかにできなかった。